

様式第2号（第2条第1項第2号）

年 月 日

八街市長 様

住 所  
申請者 氏 名 ⑩  
電話番号

八街市法定外公共物土木工事許可（変更許可）申請書

八街市法定外公共物管理条例第5条第2項の規定により、下記のとおり法定外公共物の土木工事の許可（変更許可）を申請します。

記

土木工事 の 目 的						
施工場所				対象物件	認定外道路・水路	
工事概要	名称			規模		数量
工事施工 期 間	年 月 日から 年 月 日まで					
施工業者						
添付書類	位置図、公図の写し、測量図、現況及び計画平面図、標準断面図、求積図、横断面図、縦断面図、現況写真、同意書、許認可等を証する書類（申請に係る事業について他の法令に基づく許認可等を必要とする場合）、その他市長が必要と認めるもの					
備 考						

## 許 可 条 件

1. 工事は、千葉県土木工事共通仕様書及び申請図書に基づき施工し、やむを得ない理由により変更する場合は、事前に市と協議すること。
2. 必要があるときには、工事着工前に管内警察署より道路使用許可を受けること。
3. 工事施工前に、近隣住民に対して工事概要及び施工方法を十分に説明し、工事に対する理解と協力を得ること。
4. 工事施工期間は、通行者及び車両の通行に支障の生じないように標識を設置し、防護柵を張り、誘導員を配置し、交通事故を防ぐこと。
5. 工事施工中に工事区域周辺の排水施設に支障を来したり、家屋等への被害を及ぼした場合は、申請者の責任において解決すること。公益上必要があるときは、市長の指示により申請者の負担において補償、改良工事、その他の必要な措置を講ずること。
6. 法定外公共物を損傷したときは、直ちに市長に通知し、復旧方法の指示を受け、現状に回復すること。
7. 許可の取消し等により不利益処分を受けた場合においても、市は一切補償しない。
8. 完了検査終了後は1年間の責任期間を設け、法定外公共物に陥没等破損が生じた場合は、申請者の責任において補償復旧すること。